

2011年12月5日

細野豪志 環境大臣 殿

水俣病特措法による救済についての提言

公害をなくする熊本県民会議医師団

団長 藤野紘

現在実施されている水俣病特措法に基づく救済措置は、対象者の居住地や出生年月日などが実際の汚染状況よりも狭く限定されていることや、救済の実施における幾つかの問題点等はあるものの、2010年5月1日の受け付け開始から2011年10月までに熊本県32,224人、鹿児島県14,874人、合計47,098人が申請したと報道されています。判定の結果は報道されていませんが、数万人単位の被害者が救済されようとしています。10月単月でも熊本・鹿児島両県で638人が新たに申請を行っており、月間の申請者数は決して少なくありません。

私たちは、2007年6月3日、「水俣病解決のための提言」を発表しましたが、水俣病についての行政による調査はいまだになされていません。行政による調査は当然必要とはいえ、私たちの公表してきた情報の詳細を知るだけでも実態把握の一助となりうるものですが、それらさえも参考にされてきませんでした。私たちは、日常診療の中で、あるいは全国の医療従事者の支援を受けての大検診で、潜在患者の診察をしてきました。

特に、今年10月30日、芦北町の山間部で、40歳以上の地区全居住者の過半数を診察した結果、ほとんどの受診者に水俣病の所見が確認されました。このことから、まだ多くの潜在患者が存在することは明らかです。

私たちは、2012年1月、2月に不知火海大検診をおこない、さらに同年4月から6月にかけて検診を行う予定です。その理由は、まだまだ多くの住民が水俣病特措法による申請を望んでいるという事実であり、現在の申請状況では、それ以降も検診が必要となると予想しています。

今年12月3日の朝日新聞の報道によると、国は今年度いっぱい救済申し込みを打ち切るという方針が出されたとのことですが、水俣病特別措置法の第三条には「あたらかぎりの救済」、第三十七条には「調査研究」がうたわれているものの、これらも十分になされてはいません。

2004年10月の最高裁判決を経て、水俣病被害の拡大について国の責任が確定し、公式確認から55年も経過してなお被害者の全容解明がなされていないのです。環境汚染問題で被害の実態把握をしないままに収束を図ればまた紛争の火種を残したままの状態になることは確実です。

また、これまで幾度となく、水俣病の「最終解決」と謳われた施策がなされてきながら、裁判などが繰り返されてきましたが、その根底には、水俣病をめぐる差別が行政によって放置され、水俣病についての情報の周知がなされてこなかったことなどがあります。上記報道にみられるような国の姿勢は、これらの水俣病の歴史的要因に対する配慮が不十分であるだけでなく、水俣病の歴史の教訓を学んでいないといわざるをえません。

以上のように、私たちは、水俣病特措法の対象者の申請を 2012 年 3 月をもって締め切ることは絶対に反対です。水俣病被害者の要望を無視して締め切りを強行することは、大混乱を生むものであり、貴職の真剣な再検討を求めるものです。